

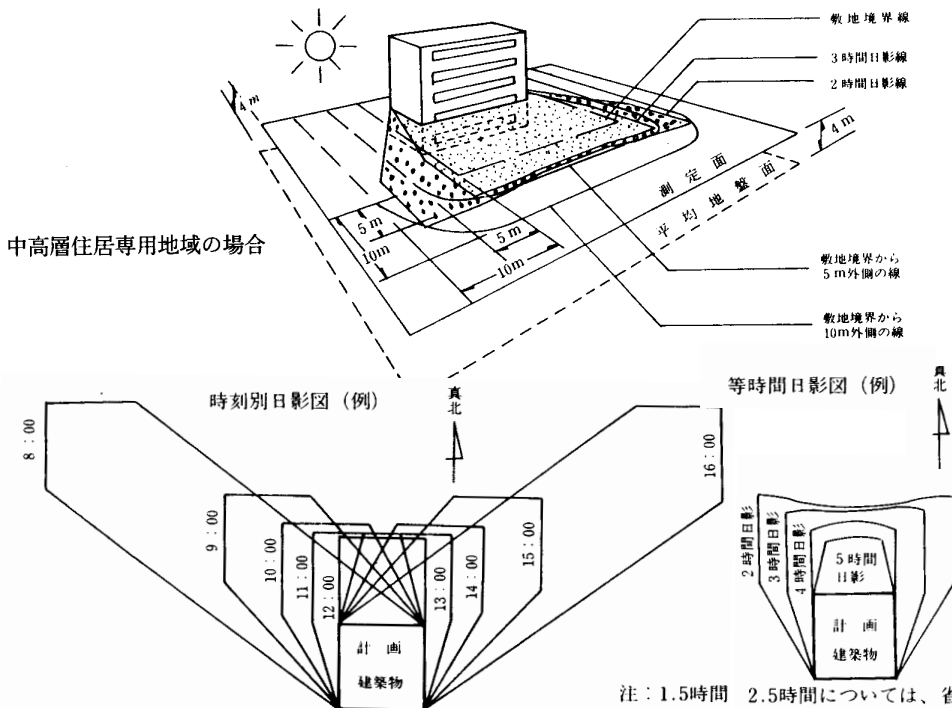
[4] 中高層建築物の日影規制

「日影による中高層建築物の高さの制限」は、住宅地における居住環境を保護するための公法上の規制として、一定の地域において中高層建築物による一定時間以上の日影を一定範囲内におさめなければなりません。

名古屋市中高層建築物日影規制条例の概要

規制を受ける区	規制を受ける建築物	測定面（平均地盤面からの高さ）	規制を受ける日影時間	
			境界線から5mを超え、10m以内の範囲における日影時間	境界線から10mを超える範囲における日影時間
第一種・第二種低層住居専用地	軒高が7mを超える建築物又は階数が3以上の建築物		冬至日において 午前8時～午後4時	
			3時間	2時間
			3時間	2時間
第一種・第二種中高層住居専用地	高さ10mを超える建築物		3時間	2時間
第一種・第二種準住居地域			4時間	2.5時間
近隣商業地域（容積率が400%地域は除く） ・準工業地域			5時間	3時間

市街化調整区域内は、容積率が100%の区域は第一種・第二種低層住居専用地域と同様の規制を受け、容積率が200%の区域は第一種・第二種準住居地域と同様の規制を受けます。



注：各太陽時の中間（30分）については、省略。

詳しくはこちらをご覧ください。

名古屋市 日影規制

検索

「名古屋市:名古屋市中高層建築物日影規制条例(市政情報)」

(<http://www.city.nagoya.jp/shisei/category/54-5-3-0-0-0-0-0-0-0-0.html>)